

## 新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う 患者数等の公表について

令和5年5月8日（月）から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、これまで日ごとに行っている新型コロナウイルス感染症の患者数等の公表を終了しますのでお知らせします。

### 1 日ごとの患者数等の公表の終了

5月8日（月）の公表をもって医療機関等を受診した患者数、新規クラスターの発生状況、死亡者の公表を終了します。

### 2 今後の対応について

5類感染症に変更されることに伴い、5月8日（月）以降は、市ホームページの感染症情報センターにおいて、インフルエンザ等の感染症と同様に「感染症週報」により新型コロナウイルス感染症の定点当たり報告数を公表します。

※ 5月18日（木）から当面の間、「感染症週報」のうち、新型コロナウイルス感染症の定点当たり報告数の報道発表を毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は金曜日）に行います。

○感染症情報センターHP

[https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/kenko/1026625/kansenyobo/hassei\\_jokyo/1007129.html](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/kenko/1026625/kansenyobo/hassei_jokyo/1007129.html)

#### 【問合せ先】

- ・報道発表に関すること  
健康福祉局 保健衛生部 コロナウイルス対策課  
電話：042-769-8204
- ・感染症情報センターに関すること  
健康福祉局 保健衛生部 衛生研究所  
電話：042-769-8348